

第二期一関市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

1. 計画策定の趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度にスタートしました。これを受け当市でも、平成27年3月に、一関市子ども・子育て支援事業計画（以下「第一期計画」という。）を策定し、「子育てに喜びを感じ、家族の絆と地域で支え合うまちづくり」の実現のため、子育て支援に関する様々な取組を推進してきました。第一期計画の計画期間が令和元年度に終了することから、これまで実施してきた施策をさらに推進し、地域社会全体で子育てを支援していくため、本計画を策定するものです。

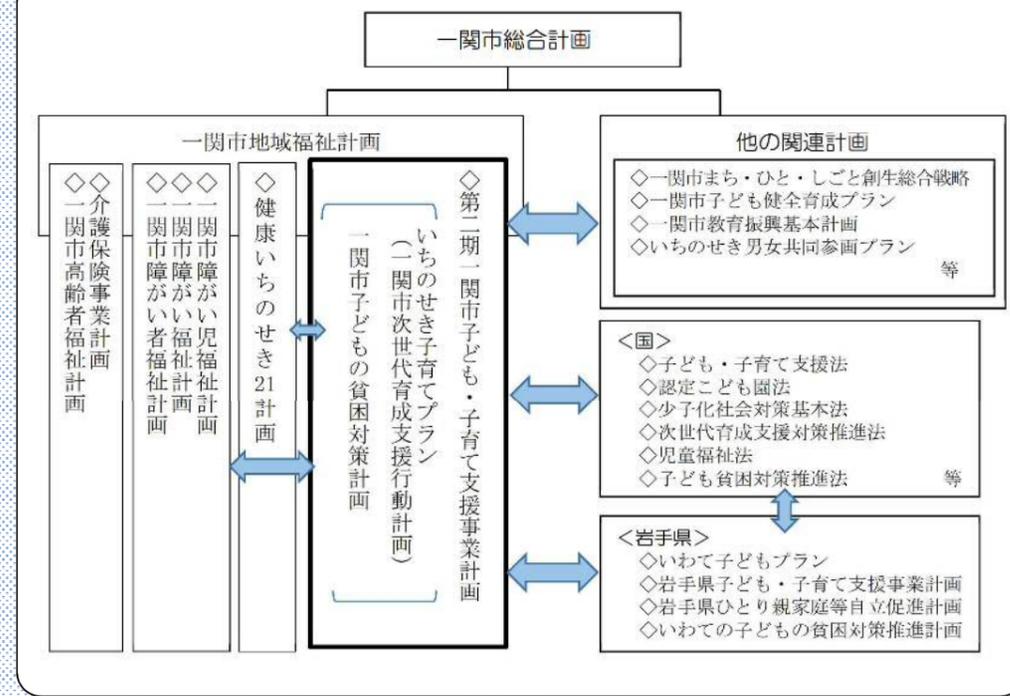
2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、子ども・子育て家庭を対象として当市が今後進めていく子ども・子育て支援事業の目標量や方向性を示すもので、一関市総合計画を上位計画とした分野別計画です。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」を包含し、子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置付けており、関連計画との調和を図るものです。併せて、SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の推進を目指します。

6. 子育て支援に関わる課題

- 1 保育施設における年度途中の待機児童の解消**
3号認定（保育を必要とする0～2歳児）を中心に年度途中で待機児童が発生している状況の中、保育士等の不足により受け皿を拡大できない状況にあるため、保育士等の人材確保が急務となっています。
- 2 子どもや子育て家庭の負担軽減のための切れ目のない支援と相談体制の充実**
第一期計画の施策評価において、「見直しが必要」とした事業のほか、多様化する利用者ニーズに対応するため、利便性の高い事業実施の在り方や周知の方法等を検討する必要があります。
- 3 放課後に保護者が不在となる児童の居場所づくり**
核家族化の進行や母親の就労率の高まりから、放課後児童クラブや放課後子ども教室等、児童生徒の放課後の居場所の確保が必要となっています。また、指導員や支援員の確保や研修体制を強化し、物心両面で放課後児童の健全育成を図っていく必要があります。
- 4 支援を必要とする子とその家庭に対する各種支援制度の周知と自立に向けた支援**
児童虐待を未然に防止するための相談支援体制の強化が必要です。また、所得が低い傾向にあるひとり親家庭や、発達に関して支援が必要な子どもとその家族などへの適切な支援と周知が必要であります。
- 5 子どもの現在と将来が生まれ育った環境に左右されることなく子どもが夢と希望をもって成長できる環境の整備**
県内における子どもの貧困率は10.9%となっており、約1割程度の家庭が相対的貧困家庭と位置付けられることから、低所得世帯の子どもたちへの支援が必要です。社会的な孤立に陥りがちな困難を抱える子どもへ支援の手が届くよう交流の機会を提供する居場所の確保と地域ぐるみで子どもを育て見守る体制づくりを行うことなどにより総合的に対策を進めます。

3. 他計画との関係



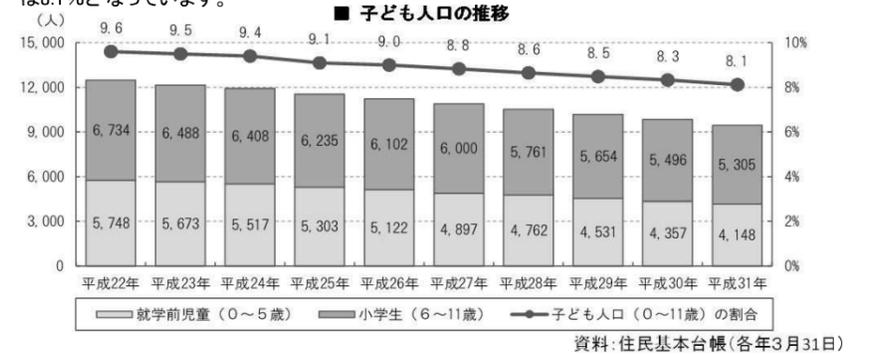
4. 計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

5. 子ども・子育て環境の現状

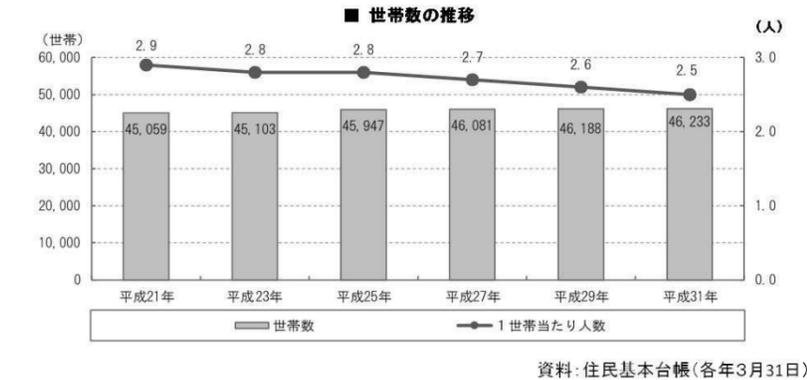
【子ども人口(0～11歳)】

本市の子ども人口は、平成31年には、9,453人(平成22年比△3,029人)で、総人口に対する割合は8.1%となっています。

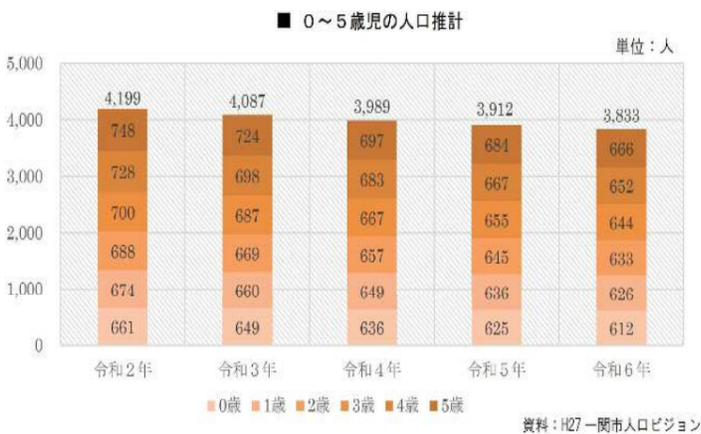


【世帯数と世帯当たりの人数】

本市の世帯人員は、核家族化の進行によって平成31年には1世帯あたり2.5人と減少を続けており、社会全体で子育てを支援する必要性がますます高まっています。



○子どもの数の推計

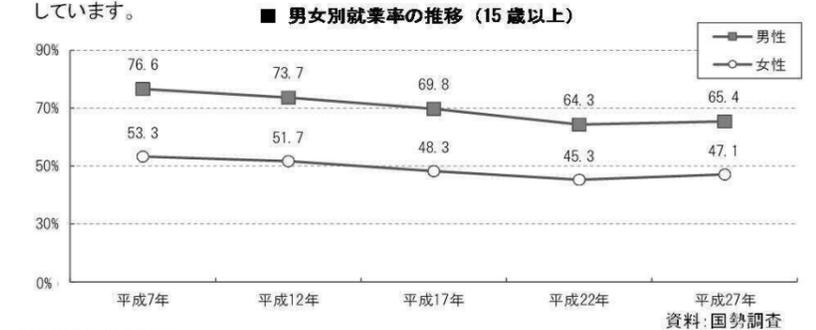


教育・保育の認定区分

区分	対象	該当する施設等
1号認定子ども	3～5歳 教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定子ども	3～5歳 保育を必要とし、保育所等での保育を希望する場合（共働き家庭等）	保育所・認定こども園
3号認定子ども	0～2歳 保育を必要とし、保育所等での保育を希望する場合（共働き家庭等）	保育所・認定こども園・地域型保育事業

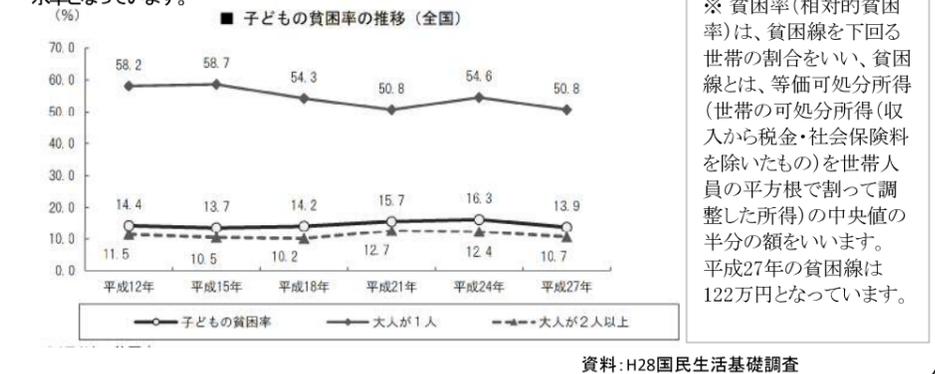
【男女別就業率】

本市の15歳以上の就業率は、男女とも平成22年まで低下、その後平成27年に男女とも上昇しています。



【子どもの貧困率】

全国の「子どもの貧困率」(17歳以下)は平成27年には、13.9%となっています。子どもがいる世帯のうち、「大人が1人」の世帯の貧困率は、50.8%と、「大人が2人以上」の世帯の10.7%に比べて高い水準となっています。



※ 貧困率(相対的貧困率)は、貧困線を下回る世帯の割合をいい、貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料を除いたもの)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額をいいます。平成27年の貧困線は122万円となっています。

資料：H28国民生活基礎調査

基本理念

子育てに喜びを感じ、家族の絆と地域で支え合うまちづくり

7. 計画の目標

基本目標① 子ども・子育て支援事業の充実

全ての子どもと子育て家庭を対象として、地域特性も踏まえながら、多様化するニーズにも対応しつつ、幼児期の教育・保育事業や地域子育て支援事業の量と質の充実を図っていきます。

基本目標② 子育てを支える仕組みづくり

子育てを支える仕組みとして、相談支援を含む妊娠期からの切れ目ない支援体制を構築するとともに、子育て世代の保護者に向けた経済的負担の軽減を行います。また、地域の人たちが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域で支える仕組みづくりを推進します。

基本目標③ 職業生活と家庭生活との両立の推進

女性の社会参加等により、多様な働き方に対応した子育て支援事業等の充実を継続的に図るとともに、就学児の安全・安心な放課後の居場所づくりを計画的に進めることで、やりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活においても充実した時間が確保できるなど、仕事と生活の調和が実現する社会を目指します。

基本目標④ 要保護児童等への対応と取組の推進

子どもの最善の利益が実現されるよう、児童虐待を未然に防ぐ対応の整備や、ひとり親家庭等の自立支援の推進、障がい児施策を充実させ、支援が必要な子どもや養育支援を必要とする保護者双方に対して施策を推進していきます。

基本目標⑤ 低所得世帯の子どもへの支援の充実

貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、官民の密接な連携のもとに子どもの貧困対策を実施し、貧困が世代を超えて連鎖することがないように取り組んでいきます。

8. 子ども・子育て支援施策の展開

①子ども・子育て支援事業の充実

(1)教育・保育の量の見込みと確保策

単位:人

区分	年齢	平成31年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3～5歳	657	642	608	576	545	517
2号認定	3～5歳	1,560	1,534	1,502	1,471	1,461	1,445
3号認定	1～2歳	871	859	856	857	857	859
	0歳	174	180	196	206	216	228
量の見込み①【児童数】		3,262	3,215	3,162	3,110	3,079	3,049
確保策②【利用定員】		4,277	4,091	4,106	4,106	4,106	4,106
②-①		1,015	876	944	996	1,027	1,057

(2)地域子育て支援拠点事業【おやこ広場事業・子育て支援センター事業】

単位:人回/月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込みと確保策	1,800	1,740	1,680	1,640	1,600

(3)妊婦健康診査

単位:件/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込みと確保策	8,700	8,400	8,100	7,800	7,500

(4)乳児家庭全戸訪問事業【こんには赤ちゃん事業】

単位:件/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込みと確保策	620	600	580	560	540

(5)養育支援訪問事業その他の要支援児童要保護児童の支援に資する事業

単位:人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込みと確保策	250	250	250	250	250

(6)子育て短期支援事業

量の見込みと確保策 単位:人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショートステイ	40	40	40	40	40
トワイライトステイ	2	2	2	2	2

(7)ファミリー・サポート・センター事業

量の見込みと確保策 単位:人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一関・花泉地域	570	600	630	660	690
旧東磐井地域	80	90	100	110	125

(8)一時預かり事業

①一時預かり事業(幼稚園型)

量の見込みと確保策 単位:人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一関・花泉地域	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200
旧東磐井地域	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
公立幼稚園・こども園	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

②一時預かり事業(一般型)

量の見込みと確保策 単位:人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一関・花泉地域	680	680	680	680	680
旧東磐井地域	400	400	400	400	400

(9)延長保育事業

量の見込みと確保策 単位:人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一関・花泉地域	620	600	590	590	590
旧東磐井地域	190	190	180	180	170

(10)病児・病後児保育事業

量の見込みと確保策 単位:人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病後児対応型	-	48	48	48	48
体調不良児対応型	500	500	500	500	500

(11)放課後児童クラブ【放課後児童健全育成事業】

量の見込みと確保策 単位:人/月平均

地域名	学校数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一関地域	10	814	840	853	869	845
花泉地域	6	120	124	127	151	145
大東地域	4	90	99	107	113	108
千厩地域	1	94	103	110	110	109
東山地域	1	70	64	60	58	55
室根地域	2	12	12	66	67	65
川崎地域	1	39	39	44	48	51
藤沢地域	3	24	23	24	24	23
合計	28	1,263	1,304	1,391	1,440	1,401

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

量の見込みと確保策 単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給食費	100	100	100	100	100
教材費・行事費	310	310	310	310	310

②子育てを支える仕組みづくり

- 相談支援の充実
 - ・子育て世代包括支援センターの相談事業等
- 母子保健の充実
 - ・妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等
- 経済的負担の軽減
 - ・第3子以降の保育料無料化、高校生までの医療費無料化等
- 地域で支える仕組みづくり
 - ・子育てサロンの支援等

③職業生活と家庭生活との両立の推進

- 多様な就労の実現
 - ・延長保育事業、一時預かり事業などの子育て支援事業等
- 仕事と子育ての両立の推進
 - ・安全・安心な放課後の居場所づくり事業等

④要保護児童等への対応と取組の推進

- 児童虐待防止対策等の充実
 - ・一関市要保護児童対策地域協議会の取組の強化等
- ひとり親家庭等の自立支援の推進
 - ・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金支給事業等
- 障がい児施策の充実
 - ・発達支援相談や児童発達支援事業所等との連携等
- 特別な配慮を要する子どもへの配慮
 - ・海外から来た子どもなどが円滑に教育・保育等の利用ができるよう支援
 - ・医療的ケアが必要な児童等への支援

⑤低所得世帯の子どもへの支援の充実

- 社会的孤立の防止
 - ・生活困窮者自立支援相談支援事業等
- 支援情報の確実な提供
 - ・給食費・教材費行事費等の実費徴収補足給付事業等

9. 計画の推進体制と進行管理

○計画の推進体制

地域の様々な活動主体との協働により子ども・子育て支援施策にかかる取組を効果的に推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力し、計画を円滑に推進していきます。

○計画の進行管理

「一関市子ども・子育て会議」において、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。

10. 計画推進のための各主体の役割

○計画推進のための各主体の役割

家庭、地域、学校、幼児教育・保育施設、企業、関係団体と行政が、それぞれの役割を果たしながら計画を推進します。